地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令について

令和８年６月
環境省大臣官房秘書課

１．省令の題名及び趣旨

令和８年６月 30 日公布予定の「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令」（以下「本省令」という。）は、環境省設置法の一部を改正する法律（令和８年法律第 22 号）が同年７月１日から施行されることに伴い、環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改める必要があることから、本省令の規定中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改めるものである。

２．意見公募手続を実施しなかった理由

本省令は、他の法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理（行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号）に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。

以　上